

出納員に対する委任事項（昭和 61 年岩手県告示第 323 号）の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後
<p>8 県南広域振興局工業技術集積支援センター<u>地場産業育成部長</u>である出納員に対する委任事項 [略]</p>	<p>8 県南広域振興局工業技術集積支援センター<u>次長</u>である出納員に対する委任事項 [略]</p>
<p>9 地方公所（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所をいう。以下同じ。）の出納員（<u>1から8まで並びに10、11及び13に掲げる出納員を除く。</u>）に対する委任事項</p> <p>当該地方公所が予算執行を行う出先機関に係る次の事項（<u>給与に係るものを除く。</u>）</p> <p>(1) 収入金の収納及び保管を行うこと（<u>合同庁舎等（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等をいう。以下同じ。）を庁舎とする地方公所以外の地方公所に係るものに限る。</u>）。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 生産物売払収入金から当該売払に係る市場手数料を繰り替えて支払うこと（<u>合同庁舎等を庁舎とする地方公所以外の地方公所に係るものに限る。</u>）。</p> <p>(4) 歳入歳出外現金等の払出しを行うこと（<u>合同庁舎等を庁舎とする地方公所以外の地方公所に係るものに限る。</u>）。</p> <p>(5)～(7) [略]</p>	<p>9 地方公所（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所をいう。以下同じ。）の<u>うち、合同庁舎等（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）第3条第1項に規定する合同庁舎等をいう。以下同じ。）を庁舎とする地方公所以外の地方公所並びに岩手県漁業取締事務所及び教育事務所に係る</u>出納員に対する委任事項</p> <p>当該地方公所に係る次の事項（<u>給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。</u>）</p> <p>(1) 収入金の収納及び保管を行うこと（<u>岩手県漁業取締事務所及び教育事務所を除く。</u>）。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 生産物売払収入金から当該売払に係る市場手数料を繰り替えて支払うこと（<u>岩手県漁業取締事務所及び教育事務所を除く。</u>）。</p> <p>(4) 歳入歳出外現金等の払出しを行うこと（<u>岩手県漁業取締事務所及び教育事務所を除く。</u>）。</p> <p>(5)～(7) [略]</p>
<p>10 1及び3に掲げるもののほか、県民センター所長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 当該県民センターの庁舎である合同庁舎等内の所管に係る次の事項（4から9までに掲げるものを除く。）</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>10 1及び3に掲げるもののほか、県民センター所長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 当該県民センターの庁舎である合同庁舎等内の所管に係る次の事項（4から9まで<u>並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費</u>に掲げるものを除く。）</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
<p>11 総合支局地域支援部総務入札課長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 当該総合支局に係る次の事項（1から10までに掲げるものを除く。）</p>	<p>11 総合支局地域支援部総務入札課長である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 当該総合支局に係る次の事項（1から10まで<u>並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費</u>に掲げるものを除く。）</p>

<p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 物品の出納及び保管を行うこと。</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>12 <u>9に掲げるもののほか、</u>広域振興局総務部長又は地方振興局企画総務部管理主幹である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 当該広域振興局又は地方振興局が所管する区域（以下12において「所管区域」という。）に所在する地方公所に係る現金の出納その他の事務を行うこと。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア <u>給与に係るもの</u></p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>13 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第2条第5号に規定する東京事務所等の出納員に対する委任事項</p> <p>当該事務所に係る次の事項（<u>給与に係るものを除く。</u>）</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>17 総務部総務事務センターの出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 給料その他の給与、賃金並びに集中管理に係る報酬及び共済費に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。</p> <p>(2) 給料その他の給与、賃金並びに集中管理に係る報酬及び共済費に係る歳入歳出外現金等の払出しを行うこと。</p> <p>19 商工労働観光部<u>産業振興課</u>の出納員に対する委任事項</p> <p>[略]</p>	<p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 物品（<u>用品調達基金に属する動産を含む。以下11において同じ。</u>）の出納及び保管を行うこと。</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>12 広域振興局総務部長又は地方振興局企画総務部管理主幹である出納員に対する委任事項</p> <p>(1) <u>当該広域振興局又は地方振興局が予算執行を行う出先機関に係る次に掲げる事項（1から11まで並びに給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に掲げるものを除く。）</u></p> <p>ア <u>旅費に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。</u></p> <p>イ <u>物品（基金に属する動産を含む。以下12において同じ。）の出納及び保管を行うこと。</u></p> <p>ウ <u>歳入金、歳入歳出外現金等及び物品の記録管理を行うこと。</u></p> <p>エ <u>占有動産の管理を行うこと。</u></p> <p>(2) 当該広域振興局又は地方振興局が所管する区域（以下12において「所管区域」という。）に所在する地方公所に係る現金の出納その他の事務を行うこと。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア <u>給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係るもの</u></p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>13 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第2条第5号に規定する東京事務所等の出納員に対する委任事項</p> <p>当該事務所に係る次の事項（<u>給料その他の給与、賃金、報酬及び共済費に係るものを除く。</u>）</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>17 総務部総務事務センターの出納員に対する委任事項</p> <p>(1) 給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。</p> <p>(2) 給料その他の給与並びに集中管理に係る賃金、報酬及び共済費に係る歳入歳出外現金等の払出しを行うこと。</p> <p>19 商工労働観光部<u>経営支援課</u>の出納員に対する委任事項</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	